

「恋重荷」「綾鼓」の老人の身分

松岡心平

「恋重荷」の類曲に「綾鼓」があることはよく知られているところだ。

「恋重荷」は、『申楽談儀』では、世阿弥の自作曲とされており、さらに『三道』では世阿弥の推奨曲としてあげられた上で、これに「恋の重荷、昔、綾の大鼓なり」というコメントがついている。

世阿弥は、「恋重荷」を、現行曲「綾鼓」の原曲であろう「綾の大鼓」をもとに翻案新作したらしいことが想像できる。

こうした曲の成立事情からも、「恋重荷」と「綾鼓」の密な縁縁関係がうかがえよう。

両曲ともに、賤しい身分の老人の内裏女御へのかなわぬ恋とその展開、という筋立てでは一貫している。

そこで考えてみたいのは、老人の身分の「賤しさ」の内実である。いったいこの老人は、どのような階層の人間として設定されているのだろうか。

「綾鼓」の方は、ある意味明解である。

「御庭掃の老人」(宝生流寛政版本による)という、ワキの(名ノリ)の言葉の中で、おのずと身分が明かされている、とも考えられるからである。

「庭掃」という言葉は、単に「庭そうじをする人」という意味だけで用いられているのではなからう。

たとえば『為房卿記』康和五年(一一〇三)八月十二日条を見よう。そこには高陽院の装束始に見参した者の中に、「鳥羽殿庭掃百人、法勝寺庭掃四十二人、尊勝寺庭掃三十人」などとある。この場合の「庭掃」は、掃除を職掌とする散所者の意味であり、一種の身分呼称である。

山本尚友氏は、「散所の概要と研究の経緯」『散所・声聞師・舞々の研究』思文閣出版、二〇〇四年)という論考の中で、はじめに掃除所の成立について言及し、先の『為房卿記』の記事などをあげ、これを「掃除を職掌とするものの存在を知ることのできる早い例」とし、醍醐寺散所や山科散所の例を示した上で、「庭掃を職掌とする人びとが散所として、院御所や御願寺あるいは大寺に付されることになったとも十一世紀末頃より行われるようになったと思われる」としている。さらに「これらの掃除散所は千秋万歳にも携わるものであった」とも述べている。

また丹生谷哲一氏は、散所非人について述

べる中で、「しかもこの時期(十一〜十二世紀―引用者注)、ケガレ観念の肥大化に伴って、キヨメ職能者に対する卑賤視は急速に進展していた。したがって私は、散所には、最初から、隨身・召次・舎人・神人など卑賤視を伴わないものとともに、掃除法師(庭掃)や千秋万歳法師など卑賤視を伴うものも含まれていた、と考えるのである。」(平凡社選書『検非違使』一三八頁、一九八六年)としており、「庭掃」に対する早い時期からの卑賤視に言及している。

能「綾鼓」の「御庭掃の老人」も、このような掃除散所の一員として、内裏の掃除奉仕役についていたのだろうか。

もちろん能「綾鼓」では、筑前の木の丸殿に皇居が仮構設定されており、その時空間で「庭掃」を云々するのはどうかという批判もあるが、あくまでこの稿では、「綾鼓」が成立した中世期の内裏が能にイメージ投影されているという前提で考えを進めていきたい。

さて、先にあげた丹生谷氏には、「恋重荷」にも関係してくるであろう興味深い論考「河原者・菊・天皇」(『日本歴史』五〇二号、一九九〇年三月)があるが、その中で、『看聞日記』永享十年(一四三八)六月四日条にみえる「内裏御庭掃除者」の一件が取り上げられている。丹生谷氏の要を得た解説を引いておこう。

永享一〇年六月三日、「内裏御庭掃除者」が泉殿の置物「堆紅四方箱」を盗んで、番衆高経に見つけられた。盗品は直ぐ取り戻されたが、犯人の処置については、ま

ず「別当」（このばあい義教か）の指示により、「伝奏」（中山定親）が召され、ひとまず番衆の許に預け置かれ、のち侍所に引き渡されている。その結果犯人は、御庭者兄弟のうち弟の方であったが、兄も内裏奉公を停められることになった。そして、その欠を補うため、市が召仕されることとなり、内々、伝奏を介して申し入れがあったのち、一日に、勾当内侍から正式の書状が伏見宮家にもたらされた。

市が召されると決定したときに、なぜ伏見宮家に伝奏からの申し入れがあり、内裏の勾当内侍からの正式の書状が届いたか、というと、市がすでに伏見宮家と三条家の「兼参奉公」（同記永享十年六月十一日条）の者であったからである。そして日記の記主伏見宮貞成親王は、市の「内裏御庭掃除者」としての新採用について喜んで勾当内侍に返事をし、「市、面目の至りなり」（同記同日条）と賞している。市については、丹生谷氏は「河原者市」と記述しているが、どうだろうか。貞成親王が伏見から一条東洞院御所に転居した翌年の永享八年の正月から、毎年、市が千秋万歳の祝言を申しに伏見宮家を訪れていることからすれば、市は河原者ではなく、散所者と考えられる。源城政好氏は、前掲『散所・声聞師・舞々の研究』中の「柳原散所」の項で、市を取り上げ、「市は柳原もしくは北島の散所者と考えられる。」と結論しているが、私もそう考えておきたい。

散所者としての市は菊の栽培にも携わっていた。『看聞日記』永享八年九月八日条には、市、菊これを献ず。西面にこれを栽う。菊綿例の如し。千秋万歳祝着なり。

とある。八日に市が菊を植えにやってきたのは、翌日（九月九日）の重陽の節句のためである。八日のうちに、市が植えた菊花に綿（菊綿）をかぶせておき、九日の早朝、その菊花の露にぬれた綿で肌を撫でると二年中無病息災でいられるとする風習があったのである。

丹生谷氏は前記論考で、主として『お湯殿上の日記』の重陽関連の記事をあげて、菊植えを河原者の役とした上で、次のようにも述べている。

しかしながら、中世の重陽の節会に菊を献じたのは、河原者のみではなかった。「きくの御なかまいる。きく大こくうへまいらせらるゝ」（『お湯殿上の日記』天文元・9・8）、「今夕菊を御庭にうえ申也。三、所者役也」（『年中恒例記』）ともあって、それは、声聞師大黒や散所者の役でもあったことが分る。『祇園執行日記』康永二年（一三四三）一〇月二九日条に「散所長、寿法師、菊一本昨日持参、今日又来植之」とあるのも、散所者と菊作りの緊密な関連を示している。

こうしてみると、市の場合も、散所者と菊作りの深い関係を示す一例と見なすことができるだろう。

ひるがえって「恋重荷」である。最古本の観世元頼本では、

そもそもこれは白河の院に仕へ奉る臣下にて候。さても当今万のおん事におん好き候ふ中にも菊をご寵愛にて候ふ間、さながら庭は菊にてござ候。またここに山科の莊司と申して、菊の下葉を取る老人の候ふが……

というワキの（名ノリ）であり、ちなみに現行観世流（大成版）では、
そもそもこれは白河の院に仕へ奉る臣下なり。さても我が君、菊を御寵愛あつて、毎年数多の菊を植多育てられ候。又ここに山科の莊司とて、賤しき者の候。いつも菊の下葉を取らせられ候ふ間、申しつけばやと存じ候。

となつてはいる。菊好きの白河天皇が内裏で営む菊庭で（これも当然仮構だろう）、「菊の下葉を取る」つまり菊の世話係となつているのは、「山科の莊司」である。いままで考察してきたところからすると、菊の世話係となる可能性が高いのは河原者や散所者であるはずだが、それが「山科の莊司」という一般人として設定されていることが不審である。

もつとも、菊作りの名人の一般人がいてもいいはずで、それがたまたま「山科の莊司」であったとも考えられるが、疑問は残る。

「山科の莊司」を世話係としたのは、河原者や散所者などを前面に出したくなかつた世阿弥（あまのよ）の願（ねが）いであつたと、今のところ考えておきたい。

（東京大学名誉教授）